○小美玉市補助金等検討委員会規則

平成18年9月15日 規則第150号

(設置)

第1条 小美玉市補助金等交付規則(平成18年小美玉市規則第41号)第2条第1号に規定する補助金等(以下「補助金等」という。)を検討するため、小美玉市補助金等検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、市長に助言するものとする。
 - (1) 補助金等についての基本的な考え方に関すること。
 - (2) 補助金等の現状及び問題点に関すること。
 - (3) その他補助金等に関し必要と認める事項

(組織)

- 第3条 委員会は、学識経験者等のうちから、市長が委嘱する5人以内の委員で組織する。
- 2 委員の任期は、2年とし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。